

令和6年度 杉並区の学校開放

学校開放とは

学校教育に支障のない範囲で、青少年の健全育成、地域住民の文化向上、スポーツの振興及び高齢者の憩いの場として学校施設を開放する事業です。

●学校開放事業の登録団体の要件

- (1) 政治・宗教・営利を目的とする団体でないこと。
- (2) 区内に在住・在勤・在学する10人以上の方で構成するスポーツ・文化団体で継続的に活動ができる団体であること。また、誰でも自由に加入できる団体であること。
- (3) 正・副代表者は20歳以上の区内在住者であること。
- (4) 少年団体については、区内在住・在学の幼児・児童・生徒及びその指導者等で構成し、過半数が中学生以下であること。
- (5) 団体の構成員は、同一種目の他の登録団体の構成員と重複しないこと。(指導者は除く)

●学校開放事業における禁止事項

学校教育に支障のないよう、次の事項は禁止とします。守られない場合は、登録団体としての認定の取消または使用を制限することがあります。

- (1) 使用許可を受けた学校施設の使用の権利を譲渡し、または転貸すること。
- (2) 学校施設使用時前後に学校周辺で、喫煙、違法駐車を行うこと。
- (3) 自動車・バイクでの来校。
- (4) 学校施設及び備品の損傷。また使用した備品や施設を損傷した際に、施設管理員に連絡せず、そのまま放置すること。
- (5) 水分補給以外の飲食物の持ち込み。また、ごみを持ち帰らず、放置すること。
- (6) 使用時間を守らずに、施設使用前後に学校及び学校近隣で集まり、大きな音を立てること。